

ミツヒロニュース



3月、春本番となりました。最近、「労働基準監督署が調査に来た。」という話を聞きます。昔はサービス残業について、あまり気に留めなかったところがありますが、残業手当を支給しないことは明らかな労働基準法違反となります。労使間でのトラブルの要因にもなりますので、気をつけて頂きたいと思っております。 光廣 昌史

残業手当を支給しないことは明らかな労働基準法違反となります。労使間でのトラブルの要因にもなりますので、気をつけて頂きたいと思っております。 光廣 昌史

今月のトピックス

- 「年度末の決算チェック項目」…年度末に企業がチェックしておくべき決算のポイントです。
- **コラム** 残業の正しいとらえ方と時間外勤務の計算方法
- あとがき
心の風景 ～春～ / 春を前に
景気について思ったこと

年度末の決算チェック項目

3月は決算期の企業が多いかと思えます。今回は、**企業会計上適正な決算を行う**ため、決算チェックリストを掲載します。

ここでは、一般的で主要と思われる項目をご紹介しますが、企業ごとにその業種業態が異なりますので、本項目を基本にして、**各々の業種業態に応じたチェック項目**を補足作成され、決算内容を確認いただきたいと思えます。

項目	チェック内容	確認欄
(1) 売上関係	①出荷伝票・納品書控・請求書控・領収書控、検収通知書等の資料から、取引月日を確認しているか	
	②売上の計上事業年度がずれていないか ・当期の売上とすべきものが翌期の売上とされていないか ・請求締切日以後、決算日までの売上が計上されているか ・翌期の売上とすべきものが当期の売上とされていないか	
	③仕入先から直送した売上について、計上もれはないか	
	④前受金等の負債科目で処理されたものの中に、売上に計上すべきものはないか	
	⑤鉄クズなど、副産物等の売却による雑収入の計上はあるか	
(2) 売上原価関係	①売上総利益 ・前期以前との比較、また、同業他社との比較検討が行われているか。その差異について、原因究明を行ったか。	
	②棚卸商品・原材料 ・期末仕入分の期末売上状況並びに期末近辺の返品について、棚卸表と照合したか ・廃棄処理した商品の廃棄日や状況などを確認したか	

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・森川まで

<http://www.office-m.co.jp> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

(2) 売上原価関係	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法届出書と実際の棚卸方法は合っているか ・実地棚卸は行われているか ・棚卸計上もれ（預け在庫の漏れなど）はないか ・実地棚卸高と帳簿棚卸高の差について検証したか 	
(3) 給与関係	①支給した役員給与が、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与のいずれかに該当するものであるか	
	②役員報酬は、株主総会で定めた額（形式基準）の範囲内で支給されているか。実質基準から判定しても過大と判定されることはないか また、昇給のある場合、新事業年度開始の日より3ヶ月以内の昇給か、通達などの特例に合致しているか。	
	③使用人兼務役員に支給した賞与は適正か <ul style="list-style-type: none"> ・使用人兼務役員の判定は正しく行われているか ・使用人兼務役員に支給した賞与の額は、比準者と比較して適正か ・特殊関係使用人に支給した給与の額は、他の使用人に比して適正か 	
	④役員退職金の処理は適正か <ul style="list-style-type: none"> ・過大な金額でないか ・株主総会・取締役会の議事録等あるか 	
	⑤退職金 <ul style="list-style-type: none"> ・支給金額・支給時期など、規程等に基づいているか ・退職所得の受給に関する申告書を受領しているか 	
(4) 交際費関係	①交際費以外の費用科目に含まれる、または製造原価・棚卸資産及び固定資産の取得価額に含まれる交際費等の額を把握しているか	
	②売上割戻、販売促進費、寄附金等、他の科目との区分は適正か	
	③一人当たり5,000円以下の飲食費等の判定を正しく行ったか	
(5) その他の費用、損失関係	①貯蔵品となるものはないか	
	②出張旅費について、報告書等により出張の事実の疎明は可能か	
	③賃貸料等、前払費用として処理すべき支出はないか	
	④債務免除による貸倒について、公正取引証書、内容証明郵便等により、貸倒の事実を疎明できるか	
	⑤関係者間の金銭消費貸借について、適正な利率による利息の收受はあるか	
	⑥評価損を計上できる事実はあるか。その疎明は可能か。単に実地棚卸高に計上しないとする処理をしていないか	
(6) 流動資産関係	① 現金 <ul style="list-style-type: none"> ・実在性を確認したか 	
	② 預金 <ul style="list-style-type: none"> ・銀行勘定調整表との照合を終えているか ・外貨預金の期末レートに換算（原則TTM）したか ・翌期初の通帳にて売上・費用等の計上漏れを確認したか 	
	③ 受取手形 <ul style="list-style-type: none"> ・融通手形があるか ・不渡手形があるか→引当金を計上したか 	
	④ 売掛金 <ul style="list-style-type: none"> ・締め後の売掛金計上分はあるか ・期首より動きのない売掛残高、又は、振込手数料の計上もれはあるか→全く動いていないものは、要確認 	
	⑤ 仕掛品 <ul style="list-style-type: none"> ・計算根拠は妥当か 	
(7) 貸倒引当金関係	①個別評価を行う特定事由があるか	
	②個別評価する金銭債権の取立不能見込額の算定は妥当か <ul style="list-style-type: none"> ・担保物以外には回収可能でないことが明らかか。また、担保物処分に日時を要するか 	
	③個別評価事由が生じていることを証する書類等の保存はあるか	
	④法定繰入率を選択する場合、債務者に対する買掛金、借入金など実質的に債権と認められない金額を把握しているか	

(8) 固定資産関係	①正しい償却方法によっているか ・平成10年4月1日以後に取得した建物は定額法によっているか ・平成19年3月31日以前の取得資産と平成19年4月1日以後の取得資産を区別しているか ・定額法による場合、残存価額を考慮をしないで計算しているか ・定率法による場合、償却保証額との比較検討を行っているか ・平成19年4月1日以後の取得資産の償却につき、新たな償却率によっているか ・平成19年3月31日以前の取得資産で償却可能限度額まで償却している場合、特例計算により残存簿価の償却を行っているか	
	②期中事業供用資産については、月数按分で償却費を計算しているか	
	③事業の用に供した日を正しく把握しているか	
(9) 負債関係	①未払金 ・リース・割賦など長期未払金の振替について検討したか ・締め後の給与などについて、未払金計算は妥当か	
	②仮受金 ・長期滞留はあるか ・相手先不明・「その他」の仮受金の検証	
	③預り金 ・社会保険料預り処理及び残高確認、その後の支払額との照合はできたか ・長期滞留はあるか ・相手先不明・「その他」の預り金の検証	
(10) その他	①相手先不明の項目はないか？	

参考文献

● 税務QA 他

コラム 残業の正しいとらえ方と時間外勤務の計算方法

残業手当は、会社にとって大きな負担となり得ます。しかし、残業手当を支給しないことは明らかな労働基準法違反です。最近では、サービス残業により、企業が是正勧告を受けたなど報道でも多く取りざたされていますし、労働者が専門機関に相談すればサービス残業による未払賃金を会社から取り返すことは難しいことではありません。そこで今回は、時間外割増賃金の正しい計算方法について紹介します。参考にして下さい。

■ 「残業」と「時間外労働」

「残業」とは、一般に、会社が定めた所定労働時間を超えて働くことを言います。これに対し「時間外労働」とは法定労働時間を超える残業です。

法定労働時間は、労働基準法で原則1日8時間、1週間40時間と定められています。

■ 36協定とは？

労働基準法では1日8時間、1週間40時間を超える労働は原則として認められません。時間外労働をさせるためには、事務所の労働者の過半数で組織されている労働組合か、労働者の過半数から選ばれた代表者との話し合いで労使協定を結び、労働基準監督署に提出しなければなりません。これは労働基準法36条に基づいて結ばれる協定なので、通称36協定と呼ばれています。

■ 残業代の計算方法

法定労働時間内の残業（1日の労働時間が8時間以内の残業）

会社は労働者が働いた8時間分の給料を通常通り払えば労働基準法上は問題ありません。

時間外労働（1日で8時間を超える分の残業）

会社は通常通りの時給だけでなく、さらに割増賃金を支払わなくてはなりません。

割増賃金＝1時間あたりの通常賃金×時間外労働などの時間数×割増率

▶ 1時間あたりの通常賃金とは

(1ヶ月の賃金÷1ヶ月の所定労働時間)で計算されます。このとき、以下の7つの手当以外は割増賃金の計算の基礎となる賃金にすべて含めなければなりませんので、注意が必要です。

- ① 家族手当・・・扶養家族の数に応じて支給されるもの
- ② 通勤手当・・・通勤距離や通勤に要する費用に応じて支給されるもの
- ③ 別居手当・・・単身赴任等で別居を余儀なくされ、その生活費を補うためのもの
- ④ 子女教育手当・・・子弟の教育費を補助するためのもの
- ⑤ 臨時に支払われた賃金・・・結婚祝金や見舞金など突発的な理由で支給するもの
- ⑥ 1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金・・・賞与など
- ⑦ 住宅手当・・・住宅に要する費用に応じて支給されるもの

▶ 割増率

時間外労働 (※)	25%以上	1日8時間、週40時間を超えた労働
深夜労働	25%以上	午後10時から午前5時までの労働
休日労働	35%以上	週1日または4週4日の休日に行う労働
時間外+深夜労働	50%以上	時間外(25%) + 深夜(25%)
休日+時間外労働	35%以上	休日労働は8時間を超えても時間外労働の25%は加算されません
休日+深夜労働	60%以上	休日(35%) + 深夜(25%)

(※) 平成22年4月に改正労働基準法が施行され、割増賃金率が引き上げられます。(中小企業については、当分の間、適用猶予)

あとがき

心浮き立つ春が来ました。毎年この時期になると桜の開花予想が発表されますが、桜シーズンを迎える前に桜を待ち望んでいる方がもっと春を楽しめるようにと(株)ウェザーニューズが6万人を対象に「全国桜調査」を実施、結果発表がありました。その内容はというと、最も知りたい桜情報は名所や近所の公園の“満開日”と“桜吹雪”が楽しめる日。平均お花見回数は1.7回。桜を見たい名所トップは奈良県吉野山にある『奥千本』という結果だったそうです。皆さんにもお気に入りのお花見スポットがあると思いますが、私の思い出の場所は子供の頃に通った『小さくら保育所』。神社の中にあり沢山の桜の木が植えられていました。今も見事な花を咲かせてくれていたらと思います。桜に限らず春には様々な花が咲きますが、近年、心に留まったのは夜風を感じながら見上げた白木蓮。闇の中に浮き立つように咲く姿は何とも言えない美しさがあります。ふと我に返り、年齢を重ねると花の見方も変わってくるのね。。。と妙に感じ入ってしまいました。ちなみに3月1日現在、(株)ウェザーマップの発表では、広島の桜開花予想日は3月21日、満開日は3月30日とされています。お花見の楽しみ方は様々ありますが、春を感じながら有意義な時間を過ごしたいですね。(下田)



森川です。春がもうそこまで来ているというか、春のような天気ですね。

先日、本屋さんに行って、「旅」にまつわる本を買って帰ろうと思い、「旅」コーナーで旅行本をくまなく見ていたところ、「大人の桜旅」という本がありました。

普段の私であれば、絶対に「温泉」とか「料理」とかに目がいくはずですが、美しい桜の写真に目を奪われてしまい、他の旅行本の価格の1.5倍はする本をあっさり買ってしまいました。

ファッション業界の方にお話を聞いたことがありますが、春は値引き無しで洋服が売れる時期なんだそうです。確かに、ウキウキ気分の春は、新しい素敵な服でも着て外に出たいと思いますよね。妙にうなずける話でした。でも、春だけではなくて世の中が年から年中ウキウキしていれば、景気はよくなるはずですよ。景気が人の気の持ちようでも良くも悪くもなるというからくりを、身をもって体験できた気がしました。

そして、春が待ち遠しい！桜と言えば、弊社の目の前の桜並木もなかなかです。是非お気軽にお立ち寄り下さい。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤
Office Mitsuhiro

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007
URL <http://www.office-m.co.jp>

